



2013年10月1日
以降始期用

団体長期障害所得補償保険 普通保険約款および特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の団体長期障害所得補償保険をご契約いただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。なお、ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故受付 サービス

安心電話待機中！

東京海上日動安心110番

※

1

1

0

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110

暮らしに関する無料 相談サービス

介護・健康に関するご相談から
暮らしのインフォメーションまで

デイリー
サポート

「フリーダイヤル」
☎0120-285-110

東京海上日動

団体長期障害所得補償保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この保険契約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
危険	身体障害(*1)の発生の可能性をいいます。 (*1) 傷害または疾病をいいます。以下同様とします。
継続契約	団体長期障害所得補償保険契約(*1)の保険期間の終了日(*2)を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (*1) 普通約款(*3)または団体長期障害所得補償保険以外の保険に付帯されるこの保険契約と支払責任が同一である特約に基づく保険契約をいいます。以下同様とします。 (*2) その団体長期障害所得補償保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日とします。 (*3) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下同様とします。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(*1) (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書記載の金額をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書記載の所得の額をいいます。

就業障害	身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている協定書記載の状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
所得喪失率	次の算式によって算出された率をいいます。 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 免責期間終了日の翌日から起算 した各月における回復所得額 </div> $1 - \frac{\text{回復所得額}}{\text{免責期間が始まる直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額について給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合は、当社は、所得喪失率の算出について公正な調整を行うものとします。
身体障害を被った時	下記に掲げるいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師(*1)の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見された時 (*1) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

てん補期間	免責期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいいます。
被保険者	協定書記載の被保険者をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月間の所得の平均月間額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
免責期間	就業障害が継続する協定書記載の期間をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書記載の率をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内または国外において身体障害を被り、その直接の結果として就業障害となった場合に、被保険者が被る損失についてこの約款および協定書に従い保険金を支払います。

第3条（契約の協定事項）

(1) 当社は、下表の事項については契約締結の際、保険契約者と当社と協議の上、協定書を定めます。

①	被保険者の範囲
②	就業障害の定義
③	保険金の支払方法
④	支払基礎所得額の算出方法
⑤	約定給付率
⑥	最高保険金支払月額
⑦	免責期間
⑧	てん補期間
⑨	始期前治療に関する取扱い
⑩	保険料に関する事項
⑪	無事故戻しの有無

(2) (1)の規定によって定められた事項については、保険契約者と当社とが合意した場合を除き、保険期間の中途において変更できないものとします。

(3) 本条の規定によって定められた事項は、契約内容の一部となるものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、下表に掲げる身体障害による就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った身体障害
②	保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって被った身体障害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
④	被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)によって被った身体障害
⑥	核燃料物質(*2)もしくは核燃料物質(*2)によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
⑦	⑤もしくは⑥の身体障害の原因になった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害
⑧	⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
⑨	被保険者が頸部症候群(*4)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(*5)
⑩	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
⑪	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害
⑫	地震、噴火もしくはこれらによる津波に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った身体障害

(2) 当社は、下表に掲げる就業障害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害(*6)を被り、これを原因として生じた就業障害
②	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害
③	発熱等の他覚的症候のない感染(*7)による就業障害

(*1) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(*2) 使用済燃料を含みます。

(*3) 原子核分裂生成物を含みます。

(*4) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(*5) その症状の原因がいかなるものであっても保険金を支払いません。

(*6) 平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中の分類番号 F 00 から

F 99 に規定された内容に準拠します。

(*7) 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。以下同様とします。

第 5 条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、保険金を支払います。

第 6 条（保険金の支払）

- (1) 当社は、てん補期間中の就業障害である期間に対して、支払基礎所得額をもとに協定書記載の方法により算出した額を保険金として被保険者に支払います。ただし、てん補期間中の就業障害である期間 1 か月について最高保険金支払月額を限度とします。
- (2) (1)にかかわらず、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として支払保険金の額を算出します。
- (3) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定して保険金を支払います。
- (4) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき身体障害が重大となった場合も、(3)と同様の方法で支払います。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって、就業障害である期間が延長した場合も、(3)および(4)と同様の方法で支払います。

第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、保険金を支払うべき就業障害の期間が重複し、かつ、支払責任額(*1)の合計額が平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、当社は、下表に掲げる額を就業障害である期間 1 か月あたりの保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額(*1)
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間 1 か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の額をいいます。

第8条（就業障害の重複）

当社は、原因または時を異にして被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねては保険金を支払いません。

第9条（就業障害の再発の取扱い）

- (1) 免責期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、後の就業障害については新たに免責期間および補期間の規定を適用しません。
- (2) (1)の規定にかかわらず、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害とは異なった就業障害として取り扱います。この場合において、後の就業障害について保険金を支払うべきときは、新たに免責期間および補期間の規定を適用します。
- (3) (1)および(2)の免責期間および補期間については、協定書に特別の規定がある場合には協定書の規定に従うこととします。

第10条（業務復帰援助のための協議）

- (1) 被保険者は、就業障害になった場合は、所得の喪失を防止または軽減するため業務復帰に努めなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。
- (3) 当社は、(2)の協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用を支払います。

第3章 基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) (1)にかかわらず、当社の保険責任は、保険契約が開始した後に被保険者の範囲に該当した者については、被保険者の範囲に該当した時から開始します。
- (4) 保険契約が開始した場合においても、当社は協定書に特別の規定のないかぎり、保険料領収前に開始した就業障害については、保険金を支払いません。

(*1) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第 12 条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約または保険契約のその被保険者部分を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)
③	保険契約者または被保険者が、身体障害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除がてん補期間の開始した後になされた場合であっても、第 22 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに被った身体障害については適用しません。
- (6) 当社は、保険契約を締結する際に、事実の調査を行うことまたは被保険者に対して当社の指定する医師の診断を求めることができます。

(*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第 13 条（証券記載業種の変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、証券記載業種(*1)が変更となった場合は、保険契約者または被保

険者は、遅滞なくその事実を当会社に通知しなければなりません。

- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後保険料(*2)が変更前保険料(*3)よりも高いときは、当社は、下表のいずれかに該当する就業障害に対しては、変更前保険料(*3)の変更後保険料(*2)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業種の変更の事実(*4)があった後に被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*4)があった後に始まった就業障害

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないうで1か月を経過した場合または証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定は、証券記載業種の変更の事実(*4)に基づかずに被った身体障害については適用しません。

- (5) (2)の規定にかかわらず、証券記載業種の変更の事実(*4)が生じ、この保険契約の引受範囲(*5)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (6) (5)の規定による解除がてん補期間が開始した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業障害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*4)があった時から解除がなされた時まで始まった就業障害

(*1) 保険証券記載の業種をいいます。以下同様とします。

(*2) 変更後の証券記載業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

(*3) 変更前の証券記載業種に対して適用された保険料をいいます。

(*4) (1)の変更の事実をいいます。

(*5) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第 15 条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第 16 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

第 17 条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第 18 条（支払基礎所得額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が保険期間が始まる直前 12 か月における被保険者の所得の平均月間額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額について、減少後の直近 12 か月における被保険者の所得の平均月間額に至るまでの減額を請求することができます。

第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 20 条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
---	--

②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	<p>保険契約者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア. 反社会的勢力(*1)に該当すると認められること。</p> <p>イ. 反社会的勢力(*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。</p> <p>ウ. 反社会的勢力(*1)を不当に利用していると認められること。</p> <p>エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。</p> <p>オ. その他反社会的勢力(*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。</p>
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が、(1)の表の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(*2)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が就業障害(*3)の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する就業障害(*3)に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

①	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで被った身体障害による就業障害(*3)
②	(1)の表の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで始まった就業障害(*3)

(*1) 暴力団、暴力団員(*4)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) その被保険者に係る部分に限ります。

(*3) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者が被った身体障害による就業障害をいいます。

(*4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合には、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(*1)を解除することを求め

ることができます。

(2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(*1)を解除しなければなりません。

(*1) その被保険者に係る部分に限ります。

第 22 条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 23 条 (保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合)

(1) 第 12 条 (告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 証券記載業種の変更の事実(*1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前保険料(*2)と変更後保険料(*3)との差に基づき、証券記載業種の変更の事実(*1)が生じた時以降の期間(*4)に対し計算した保険料を返還または請求します。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(*5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、下表のいずれかに該当する就業障害については、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

①	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に被った身体障害による就業障害
②	告知事項について、事実を当会社に告げなかった保険契約の保険期間の開始時以降に開始した就業障害

(5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、下表のいずれかに該当する就業障害については、変更前保険料(*2)の変更後保険料(*3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

①	証券記載業種の変更の事実(*1)が生じた時以降に被った身体障害による就業障害
②	証券記載業種の変更の事実(*1)が生じた時以降に開始した就業障害

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、

保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に開始した就業障害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款、特約および協定書に従い、保険金を支払います。

(*1) 第 13 条（証券記載業種の変更に関する通知義務）(1)の変更の事実をいいます。

(*2) 変更前の証券記載業種に対して適用された保険料をいいます。

(*3) 変更後の証券記載業種に対して適用されるべき保険料をいいます。

(*4) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第 13 条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(*5) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第 24 条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第 15 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第 17 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－支払基礎所得額の調整の場合）

(1) 第 18 条（支払基礎所得額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第 18 条(2)の規定により、保険契約者が支払基礎所得額の減額を請求した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料のうち減額する支払基礎所得額に相当する保険料からその保険料について既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第 27 条（保険料の返還—解除の場合）

下表の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し計算した保険料を返還します。

①	第 12 条（告知義務）（2）
②	第 13 条（証券記載業種の変更に関する通知義務）（5）
③	第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）
④	第 20 条（重大事由による解除）（1）または（2）
⑤	第 21 条（被保険者による保険契約の解除請求）（2）
⑥	第 23 条（保険料の返還または請求—告知義務・証券記載業種の変更に関する通知義務等の場合）（3）

第 28 条（就業障害が開始した場合の通知）

- (1) 就業障害が開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、就業障害が開始した日からその日を含めて 30 日以内に身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく当社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1) または (2) のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく (1)、(2) もしくは (3) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 29 条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、下表のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

①	就業障害が終了した時
②	就業障害である期間がてん補期間を超えて継続した場合は、てん補期間が終了した時

- (2) てん補期間中の就業障害である期間が 1 か月以上継続する場合には、当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者の申出によって、保険金の内払を行います。この場

合、(1)の規定にかかわらず、保険金請求権は、てん補期間中の就業障害である期間が1か月に達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。

(3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	当社の定める就業障害状況報告書(*1)
③	公の機関(*2)の事故証明書
④	被保険者の印鑑証明書
⑤	身体障害の内容および就業障害を証明する被保険者以外の医師の診断書
⑥	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
⑦	当社が被保険者の症状または治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑧	所得を証明する書類および公的給付控除対象となる額を証明する書類
⑨	当社が被保険者の所得および公的給付控除対象となる額について事業主または公的機関に照会し説明を求めることについての同意書
⑩	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
⑪	保険金の請求を第三者に委任する場合には、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑫	その他当社が第30条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*3)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*3)または②以外の3親等内の親族

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、身体障害の内容および程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類ま

たは証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 原則として事業主の証明を必要とします。

(*2) やむを得ない場合には、第三者とします。

(*3) 法律上の配偶者に限ります。

第30条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、身体障害の原因、身体障害発生の状況、就業障害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体障害の程度、身体障害と就業障害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、就業障害の原因となった身体障害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表に掲げる日数(*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*3) 180日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
---	---

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*4)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が第29条(保険金の請求)(3)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(*2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第31条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当社は、第28条(就業障害が開始した場合の通知)の規定による通知または第29条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、身体障害および就業障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(*1)のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第32条(時効)

保険金請求権は、第29条(保険金の請求)(1)または(2)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第33条(代位)

(1) 就業障害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその就業障害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第 34 条 (約款の適用)

この約款の規定は、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第 35 条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 36 条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

(1) 当社は、この特約に従い、普通約款(*1)第4条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑤の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑤	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*1)によって被った身体障害。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）によって被った身体障害を除きます。
---	---

」

(2) 当社は、普通約款第4条(1)の表の⑤以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第4条(1)の表の⑤と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

(*1) 団体長期障害所得補償保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第2条（この特約の解除）

当社は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)により読み替えた普通約款第4条（保険金を支払わない場合）(1)の表の⑤のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

第2条（この特約の解除）の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）(1)および(2)の読み替えはなかったものとしします。

告知義務違反による解除の期間に関する特約

- (1) 当社は、普通保険約款またはこれに付帯された他の特約の告知義務の規定により、この保険契約の全部または一部を解除することができる場合(*1)であっても、支払責任の開始する日(*2)からその日を含めて1年**(保険期間が1年を超えるご契約の場合には、2年となります。)**を経過したときに、被保険者の身体障害を原因とする保険金の支払責任(*3)がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったときは、解除を行いません。
- (2) 支払責任の加重または復活の規定がある場合の復活を行う際に保険契約者または被保険者が行うべき告知についても同様に取り扱います。
- (3) (1)および(2)の規定は、告知義務違反への該当の都度それぞれ独立して適用します。

(*1) 以下この特約において「告知義務違反への該当」といいます。

(*2) 保険期間開始後一定の期間内に発生した身体障害に対しては保険金を支払わないことが規定されている場合は、その期間の終了日の翌日とします。

(*3) 普通保険約款またはこれに付帯された特約に被保険者の身体障害により保険料の払込みを免除する規定がある場合は、保険料の払込みを免除する事由を含みます。